

八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所運営委員会規則

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日
規 則 第 1 2 号 〕

改正 平成 2 8 年 9 月 3 0 日規則第 5 号

（目的）

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所設置条例（昭和 5 9 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（運営委員会の定数及び構成）

第 2 条 運営委員会の委員の定数は 1 9 人以下とし、次の各号に掲げる者及び学識経験者の中から組合長が委嘱する。

- (1) 八幡浜地区施設事務組合の職員
- (2) 組合を構成する市及び町の職員
- (3) 八幡浜医師会に所属する医師及び事務職員
- (4) 市立八幡浜総合病院の職員

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（役員等）

第 4 条 運営委員会には、委員の互選による委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長は、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

（審議事項）

第 5 条 運営委員会は、次の事項につき審議するものとする。

- (1) 一次救急業務の運営に関すること。

- (2) 診療所の管理に関すること。
- (3) 救急医療材料に関すること。
- (4) 関係機関相互の意見調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

(専門委員会)

第6条 運営委員会は、必要に応じて専門委員会を設け、資料の作成、提供を求めることができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第5号）

この規則は、八幡浜地区施設事務組合同規約の一部を改正する規約（平成28年10月24日愛媛県指令28市第662号）の施行の日から施行する。